

「被災農業者向け農の雇用事業」募集要領

一般社団法人全国農業会議所

全国農業会議所では、平成28年熊本地震からの復興支援として、農業法人等が同地震により被災した農業者を新たに雇用して実施する研修に対して助成を行う「被災農業者向け農の雇用事業」の参加者を募集します。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、平成31年1月31日（木）までに各都道府県の農業会議に必要な申請書類を提出してください。原則として、毎月月末までに提出された申請書類は、翌月中に審査・採択をいたします。本事業では、農業経験のある被災農業者（法人の構成員、従業員等を含む。）の一時的雇用も対象となります。

応募の際は以下の要領の具体的な内容にご注意ください。

なお、募集は平成30年度予算案に基づいて実施するものです。今後、国会での予算審議により執行等に変更がある場合がありますので、ご了承ください。

I 助成内容

農業法人等が平成28年熊本地震により被災した農業者（以下「被災者研修生」という。）を新たに雇用して実施する、農業生産技術や経営ノウハウなどを習得させるための研修について、最長2年間助成します。

1 助成対象となる農業法人等

人・農地プラン^{*}に位置づけられた被災農業者（人・農地プランに位置づけられることが見込まれる者、農地中間管理機構から農地を借り受けている者、及びこれらに属する者を含む。）を、3ヶ月以上雇用する農業法人等

※人・農地プラン

人・農地プランとは、集落・地域が抱える人と農地の問題解決のため、集落・地域における話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体はどこか、地域の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた地域農業のあり方等を定める計画のことです。

2 助成額及び助成期間

(1) 研修に対する助成

農業法人等が被災者研修生を新たに雇用し、農業生産技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修や外部専門家による研修等に対して助成します。

ア 助成額

被災者研修生1人当たり 年間最大120万円

内訳 ①被災者研修生に対する研修費^{*1} 月額最大97,000円

②指導者研修費^{*2} 年間最大120,000円

※1 助成額の上限は、9万7千円または被災者研修生に研修実施月に支払った賃金月額のいずれか低い金額となります。

※2 経営者又は指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。

①と②を合計すると年間120万円を超えますが、助成額は年間最大120万円となります。

イ 助成対象経費

① 被災者研修生に対する研修費

- (ア) 農業法人等の指導者が、被災者研修生に対して技術・経営ノウハウ等を習得させるために行う研修経費、就業上必要な各種資格取得のための講習費、テキスト購入費、受験料
- (イ) 被災者研修生が外部講師（先進的な農業法人、専門的な知識を有する者など）から指導を受けた際の謝金、被災者研修生が参加する技術・知識取得に関するセミナー受講料
- (ウ) 研修実施及び資格取得に必要な交通・宿泊費
- (エ) 被災者研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料の事業主負担分※

※社会保険（厚生年金保険料、健康保険料）の事業主負担分は対象となりません。

② 指導者研修費

被災者研修生を指導する者又は経営者等が、農業法人等における人材育成や労務管理等の向上に必要な知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金やテキスト購入費、セミナー受講料、研修に必要な交通・宿泊費等（①の研修期間中に実施するものに限ります。）。

ウ 助成期間
最長 2 年間

(2) その他

被災者研修生が定住外国人の場合、被災者研修生が日本語研修を受けるために教育機関に支払った経費やテキスト購入費等について被災者研修生 1 人当たり月額上限 30,000 円まで（最長 6 ヶ月間）助成します。

3 研修助成の対象となる期間

全国農業会議所が指定する日から最長で 24 ヶ月

4 採択数の上限

申請数が多数の場合は、採択数、助成対象期間を調整する場合があります。

II 募集期間、申請先

1 募集期間・応募時期別の研修開始

(1) 募集期間

平成 31 年 1 月 31 日（木）まで随時募集

※提出期限は、募集期間最終日の午後 5 時まで（郵送の場合は、当日必着）。ただし、予算枠の都合上、採択者数により予定を変更する場合があります。

【留意点】

1. 申請は、募集期間を通じて随時受け付けており、毎月月末までに提出された申請書類は、原則として翌月中に審査を行います。ただし、申請書類に不備等がある場合、審査および研修開始日がそれぞれ次の月にずれ込むこととなりますので、ご注意ください。
2. 研修実施計画が採択された場合、原則、申請書類の提出月の翌々の初日より研修を開始することとなります。あらかじめ申請書類の提出月を考慮した上で、研修実施計画書（研修期間など）を記載してください。

(2) 応募時期別の研修開始

※平成31年1月末まで申請を受け付ける予定ですが、平成31年1月末に申請した場合、研修開始は原則3月からとなります。

2 申請先

各都道府県の農業会議（別紙①をご覧ください。）

※申請する農業法人等の所在地と研修場所が異なる場合は、研修場所が所在する都道府県の農業会議に申請してください。

3 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、各都道府県の農業会議窓口、「被災農業者向け農の雇用事業」のホームページで入手できます。

○「被災農業者向け農の雇用事業」ホームページ（※検索エンジンで「被災農業者向け農の雇用」と検索してください。）

【<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/emergency/>】

① 「被災農業者向け農の雇用事業」申請書類チェックリスト（様式被第1号）

② 研修実施計画書（様式被第2号）

※研修計画の記載例を参照し、記載すること。

③ 誓約書（様式被第2号別紙1）

④ 雇用契約内容確認書（様式被第3号）

⑤ 研修指導者の履歴書

〔※写真を必ず添付すること。

※職歴等は空白期間がないようにし、申請日までの最新の履歴を記入すること。〕

⑥ 被災者研修生の履歴書

〔※写真を必ず添付すること。

※職歴等は空白期間がないようにし、申請日までの最新の履歴を記入すること。〕

⑦ 被災者研修生が位置づけられた人・農地プラン、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていることが分かる書類の写し。申請時まで人・農地プランに位置づけられていない等の場合は、次の内容が確認できる書類（営農意向確認書（参考様式）等）

（ア）被災者研修生本人が研修後に農業経営を行う（法人の従業員として農業従事する場合等を含む）意向があること

（イ）市町村等において、人・農地プランを策定する際に、地域の中心となる経営体として位置づけられるよう検討することが確実であること

⑧ 被災者研修生が被災市町村で農業を行っていたことを証する資料（経営改善計画認定書、市町村等が発行する被災（罹災）証明書等）

⑨ 個人情報の取扱いに関する同意書

⑩ 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届の写し（雇用保険法で定める任意適用事業に該当する場合であって、応募時点で雇用保険への加入が認められていない場合は、加入申請の事実を証する書類の写し）

⑪ 労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書又は労働保険事務組合が発行する加入関係通知書類の写し（過去に農の雇用事業等で提出している場合は省略できます。）

⑫ 健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認書および標準報酬決定通知又は健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（法人の場合のみ）

⑬ 全部事項証明書（法人の場合のみ、提出日より3ヶ月以内のもの）

⑭ 耕作証明書等（畜産やトラクター等の農地を利用しない農業法人等で耕作証明書の交付を受けることのできない場合は、農業経営改善計画認定書等の農業を営む事業体であることを証明する書類の写し。ただし、過去に農の雇用事業等で提出している場合は省略できます。）

⑮ 研修指導者が認定農業者又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の早期経営確立者であることを証する資料の写し（研修指導者の農業経験が5年未満の場合のみ）

- ⑯ 給与支払事務所等の開設届出書又は所得税徴収高計算書の写し（過去に農の雇用事業等で提出している場合は省略できます。）
- ⑰ 就業規則の写し（被災者研修生が業務に従事する事業所に常時10人以上の従業員がいる場合は提出が必須です。10人未満の場合でも就業規則を定めていれば提出してください。また、賃金規程等の別に定める規程がある場合も添付してください。）
- ⑱ 親族関係にない当該研修生以外の従業員の雇用契約書の写し及び雇用保険への加入を証する資料の写し（被災者研修生が事業実施法人等の代表者の親族（3親等以内）の場合のみ）
- ⑲ 在留カードの写し（被災者研修生が外国人の場合のみ）
- ⑳ 身体障害者手帳、療養福祉手帳、精神障害者福祉手帳、医師の診断書等の写し（被災者研修生が障がい者の場合のみ）

Ⅲ 事業の応募要件

本事業を実施するためには、次の要件のすべてを満たす必要があります。

1 農業法人等の要件

ア おおむね年間を通じて農業を営み、本事業終了後も継続して農業経営を行う事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。

「農業法人」、「農業者」は、農業生産による農畜産物（当該農業法人等が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む。）の販売収入のある者とする。また、「農業サービス事業体」は、酪農ヘルパーやコントラクター等の農業生産に必要な作業の一部を概ね年間を通じて請け負う事業体であり、選果場や集出荷場等の単純作業のみを行う事業体や特定の経営体からの受託のみを行う事業体は含まない。

イ 農畜産物の生産（当該農業法人等が生産した農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する被災農業者を新たに雇用し、作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力など営農再開後の経営発展に必要な能力を身につけさせるための研修を行うことができ、かつ、農業次世代人材投資資金（経営開始型）又は青年就農給付金（経営開始型）の交付を受けている経営体ではないこと。

ウ 被災者研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る指導者（以下、「研修指導者」という。）を置くこと。研修指導者は、当該農業法人等の役員（経営主本人を含む。）又は従業員であり、研修開始日時点で5年以上の農業経験を有する者、農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者（法人の場合は代表者に限る。）又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の早期経営確立者とし、研修期間中に1人の研修指導者が指導できる研修生は、本事業及び東日本大震災による被災者向け農の雇用事業並びに農の雇用事業において過去に採択した研修生を含めて3人までとする。

エ 被災者研修生との間で3ヶ月以上の雇用契約を締結すること。

オ 原則として労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること。なお、労働時間および雇用保険等の加入については、次のとおりとする。また、法人にあつては、厚生年金保険、健康保険に加入させること。

（ア）1週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系）であることとし、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）は35時間以上であること。ただし、被災者研修生が障がい者の場合は1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）が20時間以上であること。

（イ）雇用保険、労働者災害補償保険、厚生年金保険及び健康保険の加入に関しては、以下の書類の写しを応募申請時に提出すること。ただし、雇用保険法で定める任意適用事業に該当する場合であつて、応募申請時に雇用保険への加入が認められていない場合は、

加入申請の事実を証する書類の写しを添付すること。

- ① 雇用保険提出書類：「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」
- ② 労働者災害補償保険提出書類：「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」又は、労働保険事務組合が発行する加入関係通知（過去に農の雇用事業等で提出している場合は省略できます。）
- ③ 厚生年金保険、健康保険提出書類：
「健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認書および標準報酬決定通知」又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し

カ 税務署に提出した「給与支払事務所等の開設届出書」又は「所得税徴収高計算書（納付書）」の写しを応募申請時に提出すること（過去に農の雇用事業等を実施しており、提出している場合は省略できます。）。

キ 被災者研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。ただし、被災者研修生が障がい者であり、最低賃金の減額の特例許可を受けている場合を除く。

ク 常時10人以上の従業員を雇用する農業法人等は、就業規則を定めていること。

ケ 労働基準法等で定められた管理帳簿（出退勤・休憩の時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿のいわゆる法定3帳簿）を整備していること。

コ 過去に、雇用および研修に関して法令に違反したり、虚偽の報告等本事業及び東日本大震災による被災者向け農の雇用事業並びに農の雇用事業に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けている等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルがすでに是正され、1年を経過している場合を除く。なお、「雇用および研修に関して法令に違反」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとする。

サ 本事業において実施する被災者研修生の就農状況等の調査について、研修中、研修終了直後、1年後、2年後、3年後に報告すること。

シ 研修の実施について、本事業と重複する国及び地方公共団体による他の助成を受けていないこと。また、被災者研修生の雇用を理由として、本事業の研修期間と重複する期間を対象とした、国による研修生の人件費に対する助成、雇用奨励金などを受給していないこと。なお、研修開始後に国及び地方公共団体からの助成等を受ける場合は、本事業との重複がないか確認するため、事前に都道府県農業会議に相談すること。

ス 全国農業会議所又は都道府県農業会議から研修実施状況、研修の中止理由及び関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、事業実施農業法人等は、全国農業会議所または都道府県農業会議から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

セ 農業法人等の代表者又は研修責任者は、指導者養成研修会に出席すること（同一年度中に既に指導者養成研修会に出席している農業法人等で、農業会議が再度の出席は必要ないと認めた場合はこの限りでない。）。また、被災者研修生を事業説明会に出席させること。

2 被災者研修生の要件

ア 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱別記1の人・農地プランの見直し支援等事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）に中心となる経営体として位置づけられた者、位置づけられることが見込まれる者、若しくは、農地中間管理機構から農地を借り受けている者、又はこれらに属する者であること。

イ 研修終了後に営農する意思がある者であること。営農の意思等は、研修実施計画書（様式被第2号）の記載内容により判断する。

ウ 主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事する者であること。

エ 本事業において研修中、研修終了直後、1年後、2年後、3年後に実施する被災者研修生の就農状況等の調査について協力すること。

- オ 事業実施法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではない。
- （ア）集落営農組織（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準じる組織をいう。）に採用される場合。
 - （イ）親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所に採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合。
- カ 被災者研修生が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。
- キ 全国農業会議所又は都道府県農業会議から研修実施状況や研修の中止理由等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、被災者研修生は、全国農業会議所または都道府県農業会議から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

IV 採択にあたっての審査事項

提出された研修実施計画等について全ての応募要件を満たしている上で、農の雇用事業推進委員会において、農業法人等の経営状況を踏まえて総合的に審査を行い、予算の範囲内で採択者を決定します。なお、審査の経過についての問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

V 審査結果の通知

申請内容を審査した上で、応募月の翌月を目途に審査結果を応募者に通知します。

VI 注意事項

- （1）助成金の交付は24ヶ月間の研修期間を全国農業会議所が定める期間に区切り、複数回申請を行う必要があり、申請の度に研修記録簿、助成金交付申請書等の書類を提出していただきます。また、原則として研修実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みとしておりますので、研修開始後に都道府県農業会議が行う現地確認に協力してください。
助成金交付申請書等の書類が、全国農業会議所が定める期日までに提出されない場合、採択を取り消します。
- （2）本事業の研修期間と重複する期間を対象とした国及び地方公共団体の他の助成等を受ける場合は対象となりませんので、必ず事前に都道府県農業会議に相談して頂くとともに、研修実施計画書（様式被第2号）の「1 農業法人等の概要」欄に事業の内容等を記載してください。
- （3）採択後、研修指導者は指導者養成研修会に、被災者研修生は事業説明会に出席していただきます。出席しない場合、原則として採択を取り消します。
- （4）採択後に、研修実施計画書等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。
- （5）採択後に、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付しません。すでに交付した助成金については、別途規定する加算金を付加して返還を求めます。

- ① 著しく研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合
 - ② 著しく研修の効果が認められない場合
 - ③ 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は被災者研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）
 - ④ 農林水産省および全国農業会議所が定める交付条件等に違反したとき。
 - ⑤ 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められたとき。
 - ⑥ 全国農業会議所が定める期日までに、研修記録簿等助成金の申請に係る資料が提出されない場合
- (6) 本事業を含む農業人材力強化総合支援事業の適切な執行等のため、申請内容及び事業実施内容について全国農業会議所が作成する農の雇用事業データベースに登録します。また、必要最小限度内の申請内容及び事業実施内容について地方自治体等の関係機関に提供するとともに、全国農業会議所のホームページで農業法人等名及び被災者研修生氏名を公表する場合があります。
- (7) 本事業で採択結果された経営体については、全国農業会議所のホームページで経営体名を公開します。貴社のホームページアドレスについて併せて掲載することができますので、希望される場合は申請書に記載してください。

(別紙①)

「被災農業者向け農の雇用事業」についてのお問い合わせ・申請先

農業会議	郵便番号	住 所	電話番号
北海道	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761(直)
青森県	030-0802	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580(直)
岩手県	020-0024	盛岡市菜園1-4-10 第2産業会館4階	019-622-5825(直)
宮城県	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎内	022-275-9164(直)
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-860-3540(直)
山形県	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716(直)
福島県	960-8043	福島市中町8-2 県自治会館8階	024-524-1201(直)
茨城県	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236(直)
栃木県	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028-648-7270(代)
群馬県	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 県公社総合ビル5階	027-280-6171(代)
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9 県農林会館内	048-829-3481(直)
千葉県	260-0855	千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階	043-223-4480(直)
東京都	190-0023	立川市柴崎町3-5-24 JA 東京第2ビル2階	042-525-0780(代)
神奈川県	231-0023	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階 1004号室	045-201-0895(直)
山梨県	400-0034	甲府市宝1-21-20 NOSAI 会館内	055-228-6811(直)
岐阜県	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527(代)
静岡県	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル7階	054-255-7934(直)
愛知県	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階	052-962-2841(代)
三重県	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022(代)
新潟県	951-8116	新潟市中央区東中通1-86 JA バンク県信連第2分室内	025-223-2186(直)
富山県	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961(直)
石川県	920-0362	金沢市古府1-217 農業管理センター内	076-240-0540(直)
福井県	918-8215	福井市寮町辺操52-21 福井県農山漁家生活近代化センター内	0776-21-8234(直)
長野県	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎3階	026-234-6871(直)
滋賀県	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439(直)
京都府	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 府庁西別館2階	075-441-3660(直)
大阪府	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33 JA バンク大阪信連事務センター3階	06-6941-2701(直)
兵庫県	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1221(直)
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎内	0742-22-1101(代)
和歌山県	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-428-4165(直)
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8371(直)
島根県	690-0876	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3階	0852-22-4471(直)
岡山県	700-0826	岡山市北区磨屋町9-18 県農業会館内	086-234-1093(直)
広島県	730-0051	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館1階	082-545-4146(直)
山口県	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102(直)
徳島県	770-0011	徳島市北佐古一番5-12 徳島県 JA 会館8階	088-678-5611(直)
香川県	760-0068	高松市松島町1-17-28 県高松合同庁舎5階	087-812-0810(代)
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2 県庁内	089-943-2800(代)
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎3階	088-824-8555(直)
福岡県	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA 福岡県会館2階	092-711-5070(直)
佐賀県	840-0041	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀総合庁舎4階	0952-20-1810(直)
長崎県	850-0861	長崎市江戸町2-1 県庁第3別館2階	095-822-9647(直)
熊本県	862-8570	熊本市水前寺6-18-1 県庁内	096-384-3333(直)
大分県	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-532-4385(直)
宮崎県	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211(直)
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階	099-286-5815(直)
沖縄県	901-1112	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-889-6027(直)